大町市告示第３５号

　　　大町市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

　（趣旨）

第１　この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業を促進するため、ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成８年規則第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ドナー　骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。

（２）骨髄等　骨髄及び末梢血幹細胞をいう。

（３）骨髄バンク事業　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成２４年法律第９０号）第２条第５項に規定する事業をいう。

　（交付対象者）

第３　助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

（１）ドナーであって、次のいずれにも該当するもの

ア　骨髄等の提供時に市内に住所を有する者

　　イ　助成金の対象となる骨髄等の提供について、他の地方公共団体等から、この要綱による助成金と趣旨を同じくする助成を受けていない者

　　ウ　市税等の滞納がない者

（２）この要綱による助成金の交付を受けたドナーが骨髄等の提供時において現に勤務する事業所であって、次のいずれにも該当するもの。ただし、当該ドナーが複数の事業所に勤務する場合にあっては、当該ドナーが指定する主たる勤務先の１事業所に限る。

　　ア　日本国内に事務所を有すること。

　　イ　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の法人であること。

　　ウ　ドナーと事業主が同一でないこと。

　　エ　当該ドナーの骨髄等の提供について、他の地方公共団体等から、この要綱による助成金と趣旨を同じくする助成を受けていないこと。

　（助成金の額）

第４　助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

（１）第３第１号に規定するドナー　ドナー本人が骨髄等の提供のための通院、入院又は面接（以下「通院等」という。）に要した日数について１日当たり２万円

（２）第３第２号に規定する事業所　当該事業所に勤務するドナーが通院等に要した日数について１日当たり１万円

２　前項の通院等に要した日数は、骨髄等の提供に係る最終同意をした後の次に掲げるものの日数の合計とし、１０日を上限とする。ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院等を除く。

（１）健康診断に係る通院

（２）自己血貯血に係る通院

（３）骨髄等の採取に係る入院

（４）前３号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院等

　（交付の申請）

第５　助成金の交付を受けようとする者は、骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー用）（様式第１号）又は骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（事業所用）（様式第２号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から９０日以内に、市長に申請しなければならない。

（１）第３第１号に規定するドナー　骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類（以下「骨髄等提供証明書」という。）

（２）第３第２号に規定する事業所　当該事業所に勤務するドナーの骨髄等提供証明書の写し及び当該ドナーとの雇用関係を証する書類

　（交付の決定等）

第６　市長は、第５の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第３号)により、申請をした者に通知するものとする。

　（交付の請求）

第７　第６の規定により交付の決定を受けた者は、助成金の交付を請求するときは、骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（委任）

第８　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年１月１日から施行し、同日以後の通院等に対し適用する。